



か。それから、ただいまの原産会議の報告書が科技厅から——これは科技厅の委託でありますから、科技厅から各省厅にこういう報告が出されたということに行つておるかどうか。私の知る限りでは、各省厅には連絡はされていないと思うんですね。と思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(依田智治君) 私どもの方、担当課が去年まで公害課の方でやつていましたので、ここへ来ておりませんので、確認した上でお答えしたいと思います。

○説明員(中川登君) 私どもの方では、そういうことは存じておりません。

○説明員(児玉良雄君) 防衛厅は存じております。

○説明員(中川登君) 私どもの方では、そういうことは存じておりません。

○説明員(児玉良雄君) 防衛厅は存じております。

○吉田正雄君 ところで、この科学技術厅が原産会議に委託をした先ほどの調査なんですが、こういう調査を依頼した目的と理由、これは報告書の頭書に書いてあります。書いてありますけれども、これは原産会議としての調査の目的を書いたんであって、そういう調査を依頼したそもそもの目的と理由はどこにあったのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(山野正登君) 原子力損害賠償法の法案の起草に当たりまして、その参考に供するためでございます。

○吉田正雄君 いまこの二つの、IRS—二九〇と原産会議のたどりまして、その参考に供するためでございます。

○吉田正雄君 いまこの二つの、IRS—二九〇ものがもし各省厅に連絡されれば——たゞまの答弁ですと、消防厅と防衛厅の方はそういうものはわからないということなんですね。多分私は警察厅も御存じないと思うんですね。もし承知をされておるならば、当然防災計画の中にこれらが参考として盛り込まれていなければならぬと思うんですが、警察厅はまだわからぬということなんですが、それ、報告があつたかどうかの事実関係はとにかくとして、あるならば当然参考にされたいじゃないかと思うんですが、参考にされた省庁があつたらお聞かせ願いたいです。——一つ一つ聞きます。先ほどの順序で答えていただけませ

んか。西ドイツのこの調査結果と、それから科技厅が原産会議に委託をしたその調査結果というものを、各省厅の防災業務計画の中に参考として盛り込まれたのかどうかという点なんですが、ます、消防厅いかがですか。先ほどはないというこ

とだつたんですが、

○説明員(中川登君) 盛り込まれておりません。

○説明員(児玉良雄君) 防衛厅で持っております。

○説明員(中川登君) 盛り込まれておりません。

○説明員(児玉良雄君) 防災計画作成の際には、それは参考にされていない

と思います。

○説明員(依田智治君) 先ほど申し上げましたように、当時担当課が公害課であったので、いま確認しておりますが、恐らく参考にはしていないと

思います。

○吉田正雄君 ところで、大型原子炉の事故によって生ずる災害は、風水害や地震災害あるいは火災等とは本質的にその性格を異にしていることは御承知のとおりです。したがって、原子力災害に関する防災基本計画の目標と防災救助体制の確立の中心をなすものは、人的損害をいかに防止し、安を確保するかに最小限に食いとめ、さらには治

す。国土庁お見えになつておりますでございま

す。そこで、以下具体的な面からお尋ねをいたしま

す。その被害をいかに最小限に食いとめ、さらには治す。そこで、以下具体的な面からお尋ねをいたしま

かという、その事実だけちょっと答えてください。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの科学技術厅のところに置かれています、科学技術厅防災業

務計画を定め、これを中央防災会議の方に報告し

ておりますが、科学技術厅がその他の関係機関と密接に連絡をとつて相談をしたというのは、残念ながら余りなかつたんではないかというふうに考

えます。

○吉田正雄君 ところで、科学技術厅防災業務計画が四十二年の六月二十八日に策定され、五十一年一月に改正をされておるわけです。この計画

作成段階と改正に当たつて、一九五七年的アメリカ原子力委員会がつくった公衆災害を伴う原子力

発電所事故の研究と、先ほどどの原産会議に委託した調査結果が反映をされておるのかどうか。どう

いうふうにという具体的なものはいいです。反映

をされているかどうかをお聞きをしたい。

○政府委員(牧村信之君) この私どもの方の防災業務計画におきましては、住民の被曝の量等につきましての基準を定めておりますわけで、それに

よつて必要な退避計画その他を行つようになら

ておりますので、先生御指摘の賠償法の作業のと

きにいたしました災害等につきましては、直接こ

れに反映させておりません。

○吉田正雄君 セっかく原産会議に、大規模原子炉の事故の調査というものを、評価というものを委託をした。委託をしたというのは、原子力損害

賠償法の制定に当たつて、災害が起きることを想定して、その損害賠償法というのができているわけですね。その損害賠償法の損害の算定に事故

評価というものが必要なわけですから、原子力産業会議に委託をしているわけですよね。ところ

は、調査方法とその結果について資料として出

して下さい。よろしいですか。

○吉田正雄君 それじゃ、以上の二点について

は、調査方法とその結果について資料として出

して下さい。よろしいですか。

○吉田正雄君 調査報告がござりますので、お出しいたします。

ておるわけですよ。これは改めてまた原子力損害賠償法のときいろいろお尋ねをしたいと思いま

すから、そういうことでさうに次の点へ進みま

す。防災業務計画の第三章の第一節の災害予防に関

して幾つかお尋ねをいたしますけれども、環境条

件の把握のところで、一般環境について放射能水

質の調査を行つたかどうか、行つたらその結果の

資料があるのがどうかということです。具体的に

中身は言つてもう必要ないです。その事実関係

だけを答えてください。

○政府委員(牧村信之君) 一般環境の放射能水準につきましては、各地方関係市町村、原子力発電所のみでございませんが、各県の衛生研究所等の

御協力を得まして、その地方におきます一般環境を毎年測定しております。ほとんど日本全国の

一般の放射能水準というものは調査されており、それにつきましては発表されておるところでござ

います。

○吉田正雄君 施設周辺の平常時における放射能水準の調査が行われておるかどうか。

○政府委員(牧村信之君) 施設周辺につきましては、施設の設置者と、その施設が所在しております都道府県とが、二通りの環境調査をやつております。

まして、これらにつきましても、その平常時の値につきましては取りまとめられ、公表されてお

ります。

○吉田正雄君 それじゃ、以上の二点について

は、調査方法とその結果について資料として出

して下さい。よろしいですか。

○吉田正雄君 調査報告がござりますので、お出し

いたします。

○吉田正雄君 次に、防災上必要な教育及び訓練について、まず一点として、必要な知識の周知徹

底を固めるための教育について国、地方公共団体が従来実施をしてきたのかどうか。実施をしてきた

たかどうか。

るる思つてゐます。そつていう基準といふものが備わつてゐるのかどうか、基準があるのかどうか。あつたら、これももちろん資料としていただきたいと思いますし、また、関連地方公共団体の実際の整備状況がどうなつてゐるのかということを、わかつたら述べていただきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 環境のモニタリングにつきましては、科学技術庁におきまして、環境放射線モニタリングに関する指針並びに放射線監視施設等整備に関する指針というものを作成しております。それによりまして地方公共団体がモニタリングの機器の整備、また、それを使いましてどういうふうに測定をするか、また、その測定結果をどういうふうに評価するかということにつきまして指針をつくり、それを指導助言しておるところでございます。で、機器の整備につきましては、電源開発促進特別会計で地方公共団体に交付金を交付いたしまして逐次整備しております。したがいまして、緊急時に当たりましても、必要なサーバーメーターあるいはモニタリングカードあるいはボストの設置等につきまして交付金を交付して、逐次整備しておるところでございます。したがいまして、これらのものが十分活用されるものと考えておるところでございます。

○吉田正雄君 十分活用されなきや困りますが、整備状況がはつきりしていませんから、各施設周辺あるいは市町村や県に具体的にどういうものが整備をされているのか、いまここで結構ですから、それを資料として出してください。

○政府委員(牧村信之君) これにつきましては、私どもはいま県に整備をお願いしております。この測定は主として県にやつていただいておると、いうのが現状でございます。したがいまして、市町村にまでこれはまだ及んでいないのが実態でございます。

○吉田正雄君 市町村に及んでいないなくて結構で、まあ事実がそうですから。各県のものを出ししてください。それ、よろしいですね。

○吉田正雄君 次に、専門家の派遣計画というものが書いてありますけれども、専門家、いろいろの分野があると思うんですけれども、皆さんがおっしゃっている専門家というものはどういうものかを指しておるのであって、そしてその人数がどういうふうになっているのか、科技庁、通産、それぞれあると思うんですね。あるいは厚生省等あると思うんですが、それから省庁ごとの内訳と、人數というものがはつきりしておりますかどうかですか。

○政府委員(牧村信之君) 科学技術庁におきましては、その点は毎年各機関におきます専門家の派遣にかかる人につきまして確認をして中央防災会議の方にも報告しておるところでござりますが、まず、科学技術庁本庁で四十一名ほどの人間、これは主として原子力施設あるいは放射線施設の検査官を中心として四十一名、それから放医師、看護師を中心といたしまして、医師が十七名、看護婦二十六名、それから放射線の測定員十二名が常時派遣できるような体制をとっております。また、原研につきましては、現在登録されておりますのが約二十二名ほどございまして、これは保健物理の関係の方が中心に登録されております。しかしながら、原研はそのほかにこの関係の専門家が大ざいおるわけでございますので、いつでも増強をお願いできる体制をとろうとしております。また、この人たちが持つてまいります器材等につきましても、必要最小限のものを用意してあるところでございます。たとえばサーベイメータで申しますと七十数台をいつでも持ち込めるということ、あるいはモニタリングカードも三台は持ち出せるというふうな体制をとった所要の応援体制をとるという計画を持っておるところでございます。

○政府委員(児玉勝蔵君) 通産省におきましては、通産省防災業務計画に基づきまして、その本部的な対応はいたしますが、いま先生がおっしゃいましたように具体的な専門家というものの派遣

○吉田正雄君 科技庁にまださうっとこう聞いて、いきたいところがありますけれども、せっかく各省庁から出てきていただいておりますから、各省に関する部分もきょう若干お聞きをして、そしてさらにまた科技庁に残された部分と合わせて、場合によつては次回引き続いてお聞きをするようになると想いますので、あらかじめその点御了承願いたいと思うんです。

そこで、地域防災計画というものが科技庁の場合でも作成をされておるわけですからども、それに基づいて各県がいろいろ計画を立てております。そこで、この災害応急対策に関連をして幾つかお聞きをしたいと思うんですが、まず、災害応急対策を講ずると言つても、災害の度合いにに対する認識というものが一致をしなければ、統一した判断、統一した行動というものがとれないわけですね。各省庁がばらばらに判断しておつたんでは、これは話にならぬわけです。そこで、まず災害の分類をどのように定めるのかということをきわめて重要なわけです。先ほど申し上げました原産会議の中でも、幾つか災害の規模、条件というものを想定をして災害評価をやつておるわけですけれども、たとえば茨城県等を見ても、この災害の段階というものを第一種、第二種、第三種、第四種というふうに分けてあるんですけども、非常に抽象的であつて、これを読んだだけではさっぱりわからぬわけです。そこで、どのように基準を定めてあるのかどうか、まずそのことをお聞きをしたいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のよう、県によりましては、そういう災害の対応に当たりまして、規模によりまして対応を決めておること

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

るがあるようでございます。ただ、科学技術庁の所掌にかかる放射線の影響ということになると、本部が的確な判断ができるよう、科学技術庁の所掌にかかる放射線の影響ということに対し、先ほども御説明いたしましたが、専門家の派遣ということで決めておりまして、一応先ほど申し上げました人数の者があつても派遣できる、派遣するという方針で定めておりまして、一種、二種、三種というものに対応するような考え方で、ただいまのところ、私どもの防災業務計画は定められておりません。

○吉田正雄君 専門家を派遣をして判断をするとかしないとか、というのは基準があつて初めてできることがありますよ。科学技術庁ではその基準といふのはつくってないでしよう。たとえば茨城県の場合も、ただ一種から四種までというのは、災害の規模がここに至ったときにはどうというだけで、どういうものが第一種の災害だという、そんなことは何もないんですよ。科学技術庁、あつたらそれ出してください。災害規模というのはどういう基準に基づいて――名前はいいですよ、第一種でも第二種でも、あるいは第一段階でも第二段階でもいいですよ。そういう基準というのは、ぼくは作成するというのを聞いてなかつたんですが、あるんですか。

○政府委員(牧村信之君) そのような基準はないということを申し上げたわけでございますが、たゞ、災害時において指針とする線量という線量基準は定めておるわけでございまして、たとえば、一般住民が避難をしなければいけない、あるいは立ち入り制限の措置をしなければいけない線量の基準、あるいは食物の摂取制限のため、この程度になれば制限をさせるというところの線量につきましてはすでに定められておりまして、それによりまして災害時の対策を講じるということをベースにたまいま私どもの方の防災業務計画は立てられており、それに基づきまして、都道府県等に指導、助言をしておるところでございます。した

がしまして、先生のおっしゃいますような事故の場合には、災害対策本部がつくれますと、この問題が放射線にかかることでございますので、直ちに本部が的確な判断ができるよう、科学技術庁の所掌にかかる放射線の影響ということで、先ほども御説明いたしましたが、専門家の派遣ということで決めておりまして、一応先ほど申し上げました人数の者があつても派遣できる、派遣するという方針で定めておりまして、一種、二種、三種というものに対応するような考え方で、ただいまのところ、私どもの防災業務計画は定められておりません。

○吉田正雄君 いまおっしゃったのは、各県の実情を考慮した場合に、各市町村や県知事からの出動要請が出るわけですね。仮に出た場合、災害時ににおける災害程度の予測方法という、法、災害時に指針というものが出ておるというふうなもので指針というものが出ておるということをおっしゃるわけですね。

○政府委員(牧村信之君) 御指摘のとおりでございます。

○吉田正雄君 じゃ、その資料を出してください。よろしいですか。

○政府委員(牧村信之君) はい。

○吉田正雄君 そこで、今度各省厅にお尋ねをいたしますけれども、災害の規模というふうなものまだ想定をされていないということで、単に放出された放射能の線量によって退避をするとかしないとか、そういうものを判断していくんだと、こういうことがいまの答弁の内容ですけれども、それまで、災害対策本部というものが多分設置をされ出された放射能の線量によって退避をするとかしないとか、そういうものが、たぶん大変だと思うんですね。仮に出たがって、消防庁や警察庁あるいは自衛隊など、どこになると、これは大変だと思うんですね。しかも、そういうことと、施設周辺での程度のものが配備をされておるのか、さらには、どの程度の部隊、隊員が出動できるのかということが重要だと思つてください。

特に私は防衛厅にお聞きをいたしたいと思うんですけれども、これはアメリカ等においても、この間のスリーマイルアイランド事故でも、民間防衛隊はもちろんですけれども、州兵に対して出動命令というものが出てるんですよ、現に。そういうことで、最終的に、避難であるとか退避であると思うんです。そのときには、先ほどの答弁の中でも、各市町村段階では測定機器等はないんだと、各県に用意をしてあるという話なんをして、したがつて、災害の通報があつても、その段階で各市町村における警察や消防署では、一体どういう災害なのかという判断、判定に苦しむわけです。しかも、そういう基準というものが余り明確なものがないということなんですね。しかも防災計画の中には、先ほど言いましたように、原産会議の大模型原子炉の事故の評価であるとか、あるいは西ドーイツの場合のIRS-290の報告というものが、あるんですか。

○吉田正雄君 それで重要なのは、まあほんと余り参考には取り入れられていないまあほんと見ておいでにならぬと思うんですよ。ということでありますから、まさに從来の防災体制でも争時代には常識だということを聞いておるんですね。ということで、それだけの装備というものが、あれだけの重要な、まあ俗に言うならば、現在世界的には、現代戦争というのではなく核戦争ということが最悪の場合には考えられておるということだけの重要な、まあ俗に言うならば、現在世界の軍隊では装備をされているということを聞いておるだけだ。それは常識だそうですね。現代の核戦争時代には、常識だということを聞いておるんですね。ということで、それだけの装備というものが、あれだけの重要な任務をもつぱらに持つておるんです。だから、陸上自衛隊に、戦闘の際に煙幕を張つて部隊を隠蔽するとか、消火するとか、あるいは放射能に汚染されればその測定だとか除染

をするとか、そういうような任務を持っていては  
学防護隊というのがござりますけれども、これは  
きわめて小規模な部隊でございまして、能力的には  
限界がございます。

それから、除染車、除染機材でございますが、  
これは、北海道とか東北とか関東とか、そういう  
ブロック別に数両保有しております、自衛隊全  
体で持っておりますのは十数両ということをござ  
います。

○説明員(中川登吾) まず消防関係では、出動の装備関係でございますが、装備関係といたしまして、各消防署におきまして酸素呼吸器または空気呼吸器を持っております。それから測定のことにつきましては、一応各県の方に依頼いたしまして、それで測定するということになつております。

それから出動人員でござりますけれども、各原発所在の各市町村とも大体消防団員が二百名前後、それから消防職員でござりますけれども、これは、各市町村が周辺の市町村で集まりまして広域消防本部をつくりまして、数十人ないし百数十人の人員を擁しております。

○説明員(依田智治君) 県警の方では、現在GM型サーベイメーター、これが二十三ございます  
が、五十四年度も同じ量を整備するということにしております。それから、被曝防止としては現在六十九、あと本年度でも六十九、同じので予算的に措置してございますが、これはきわめて少ないので、従来燃料輸送等の安全の問題等をチェックするというような観点からやっておりますので、大災害があつた場合に機動隊が出動するというような観点からは、まあないに等しいという状況でございます。ただ、警察活動の場合には、いろいろ周辺なんかの交通規制の問題が相当出てきますので、専門家等の判断をいただいて、こここの範囲は問題ない、というところには周辺の警察が交通規制その他には出る。ただ、決死的覚悟でというわけにはいきませんので、現状では出動できる状態ではないと、そういうふうに思います。

○吉田正雄君 きょうの質問は以上で終わります  
けれども、時間がなくて早口でしゃべって、質問の趣旨が必ずしも防衛庁の場合には理解をされ  
おらないようですので、防衛庁に対する質問はさ  
らに次回に続行いたしたいと思いますし、それから  
防災計画、それからさらには警察法、自衛隊法  
との関係でも次回にお聞きをいたしたいと思いま  
すから、防衛庁と警察庁は次回もひとつ出席をし  
ていただきたいと思います。

○藤原房雄君 法案の審議に先立ちまして、ちょっと一点だけスリーマイルアイランドの事故についてお聞きをしておきたいと思いますが、これは今日までの委員会におきましてもいろんな角度から質疑をし、答弁をいただいておるわけであります。ですが、まず、ちょっと整理をするというか、そ

いう観点からちよときちつとしておきたいということですが、それは、事故が起きましてから科技庁、通産省それぞれの立場の方々がアメリカの事故現場へ参りまして、現場といいますか、アメリカに参りまして、NRCの情報収集とか、現場の様子とか、いろんなことについて調査をしておるということであります。科技室関係の方も何人かの方が現地へ行つたという報告は今まで答弁にはあつたわけであります、非常に緊急性があるので、日本の中でも同じような原子力発電所が運転しておるということで、それに対する対応が非常に急がれておったという、こうのことなどございまして、当初現地にいた方々、またこちらから派遣した方、こういう方がそれぞれの立場でやつておったと思うんですけど、現在これだけ三週間、四週間になりますと、もつと事故の全貌といいますが、そういうものについての的確なる把握、これはもちろんNRCの報告をもることなどが、やはり日本でも独自の技術開発という立場で、また研さんということから、当然日本の立場からいろいろな角度からこれは検討しなければならないだろうと思うんです。

方々はそれぞれの役所で必要に応じて出したということなのか、政府として調査団という形で、徹底究明といいますか、原因または全貌の究明ということのために、調査団という形で責任ある権威あるものとして派遣をなさつておるのか、そこからあたり、まずお聞きをしたいと思つんでございまが、どうですか。

○政府委員(牧村信之君) 科学技術庁は、現在一名の者が向こうに調査を行つております。すでに

事故当时にアメリカにおりました者が約三週間おこりまして、それと交代にいま一名を出したところでございます。原子力安全委員会はこの問題を調査するために適時専門家を派遣しようという考え方で派遣をいたしまして、すでに内田原子力安全委員が約二週間向こうにおいてになりまして、先般お帰りになつたところでございます。それか

ち三名ほどがお帰りにおなりになります。それに引き続きまして三名の先生をお送りするということで事故の原因調査等に対処しておるところでございます。そこで、そういうことで、その時点に応じまして専門家を送りたいということで、ある程度長期間調査するという通常の調査団の方式をとつておりません。今後時点の進展に応じましてさらに必要な専門家を派遣していくといふことで、この事故解明がある程度長期にわたることを覚悟いたしまして、そのような措置で安全委員会としては専門家の派遣を行つておりますところでございまます。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省といたしましても、今回の事故にかんがみまして、情報が非常に不確定なものが多かつたわけでございますので、その真相の問題と、それからNRCの各ユーニットに対する指示、その内容、それからそのバックにある考え方等々不確定な問題がありまして、私たちはこちらで行政判断するのに非常に迷う点もございましたので、当方といたしましても一日に省として決定いたしまして、四月の五日に安全審査会の先生がいらっしゃつしていただきました。近くそのう

長を渡米させておりまして、五月の二日に帰つてまいります。これは、先ほど安金局長がおっしゃつたいろいろな調査に並行的といいますか、一緒に調査にも御協力いたしておりますし、また当方に必要ないいろんな情報の収集ということにも努めておるわけでございます。

で早急に正しい情報などということであつたろうと、そしてまた事故現場におきましてもそれが大きくなり拡散するという状態ではない、日本でも同じようないのがあるということ等を考え合わせますと、これは各省ばらばらでそれぞれの立場でというよりも、やっぱり政府としてもっと責任あるそれぞれの分野の方々の、こういう派遣を統括するような形のものの方が、今後の原子力の安全性といいますか、総合的な安全性を検討する上においては必要なことじやないか。私は、こういうことで責任ある調査団という形で派遣し、そしてまた、それはその時点で適当なその専門の方がいらっしゃることは当然だろうと思ひますけれども、やっぱり総合的なものを、各省庁でそれぞれといふんぢやなくて、やっぱり政府として真剣にこの問題について取り組むという、そしてこれがある程度の時期になりましたら、中間報告なり、またはその全体、全貌といいますか、こういうものについて取りまとめをし、 국민にその実態を公開する、また現地へ行つて調査をしてくる、そして帰つてき

て、それによっていろいろなことの判断はあるのか、もしませんけれども、いま必要なことは、現在日本の国にあります炉に対してもどういう対処をするかという、こういうことと、それと、何といつても一億国民が、たまたまアメリカにこういう問題が起きたということじやなくて、日本にある原子力発電所についても同じよう危惧を持つておるという、これに対してどうこたえるかという大事な問題があろうかと思うんです。

こういうことから、今までロサンゼルスにおける地震の被害がありましたときには、やっぱり調査団という形で建設省が中心になって全貌についての報告のようなものをきちっとまとめて、責任ある方が中心になってなさったと思うんですけれども、今回のことについても、ただその場面場面、その問題問題ということじやなくて、やっぱりもつと権威ある形で調査の実態の掌握というものはあるべきだし、また、国民に対してそれを報告するというのは、これは当然のことだと思う。こういうことが明確にされませんと、まあいろいろマスクコミで言われておりますように、現時点では原因究明というの調査中であるということは言えるかもしれませんけれども、どうも原子弹の問題についてはあらざまに物事が発表されていない。何か後ろに調査団という形のものがきちっとしてないということは、個々ばらばらに、報告の義務もないような形で物事が進められているんじゃないかという、こういう疑惑を生む大きな原因になるんじゃないかな。

こういうことで、大臣、これは非常に重要な問題なんですが、この事故当時現場にいらっしゃった方が直ちに現地へいらっしゃったり、こちらの方から派遣をしたり、そういうことについては、私は個々のそれぞれの問題に応じて調査なさっている方々のことは知つておるんですけど、もっと政府として、アメリカにこういう事故があつたとおもつて、そんな考え方じゃなくて、真剣な取り組みが必要じやないか、国民の疑義を晴らす上からも、もっとこういう取り組みをしっかりともらいたい

いし、またそれと同時に、その中間報告なり、最終的な結果なり、こういう問題についてきちっと国民に報告をするということが大事なことではなうかと、こう思うんですが、いかがですか。どうなっていますか、その辺。

○政府委員(牧村信之君) ただいま先生の御指摘は、大変私ども心してあれしなければいけないと思っておりますが、安全委員会といたしましては、すでにこの事故の調査特別委員会というのを安全委員会の下部組織につくつております。で、現在アメリカにいろいろ調査に行っておられる専門の先生方は、すべてこここの特別委員会のメンバーでございます。したがいまして、先生方は第一陣が明日あたり帰ってくることになっておりますので、この特別委員会にアメリカで調べたことを早速報告していただきまして、他の専門家の意見も入れて今回のアメリカの事故の調査をしてまいりたいということを考えておるわけでございまして、したがいまして、先生御指摘ではございまが、調査団という形をとつていかつたわけでもござります。また、今後お出かけいただきます

方々も同じようにこの特別委員会のメンバーでございますので、向こうおりましても調査結果等を連携をとりながら調査を進めていきたい。また、その調査の進め方でございますが、できるだけ中間的な報告を早急に出すようにぜひしていただきたいということで、事務局としてはお願ひいたしたいというふうに考えておるところでござります。

○國務大臣(金子岩三君) 御指摘の点は同感でございます。ただいま組織的な調査団ではありますけれども、それぞれの専門家を派遣して調査をやつておるところでござりますから、この事故をわが国の今後の原子力の開発にやはり教訓として、この調査の結果を大事な一つの資料として安全の確保を図つていかなければなりませんので、御指摘のとおり権威ある結論を出すように努力をいたします。

○藤原房雄君 事故に対する特別委員会のメンバーの方々といふことで、安全委員会の方々、どつかといふと、こういう問題については一番権威ある方々としてこれに取り組んでいらっしゃるだろうと思いますし、それは当然現在の日本のシステムの中ではそうあるべきだと思いますが、さらには、これ事大主義に、何事も物事を大きくすればいいということじや決してないんですねけれども、過日私もいろいろ申し上げましたが、地方自治体の取り組みから、まあ事故の全貌というのもつとこういう取り組みをしっかりともらいたい

と、住民に及ぼす影響とか、いろいろ各方面のことがあるわけありますから、そういう総合的なものはこれは安全委員会の方々が全部調べてくるわけでは決してないだろうと思います。安全委員会の方々は、それぞれ事故に対しての専門的な立場からいろいろ御調査なさるわけありますし、もっとやはり総合的な全貌というものについての検討がなされるよな、こういう考え方をお持ちになつて、そうして先ほど吉田委員からもいろいろお話をございましたが、そういうこと等も含め

てこれはお取り組みいただきませんと、やっぱりそれなりの責任ある権威ある方々が、今回の事故を通して二度と同じ轍を踏まないことのために、それを総括するところ話がございましたが、そういうこと等も含め

てこれはお取り組みいただきませんと、やつぱりそれなりの責任ある権威ある方々が、今回の事故を通じて二度と同じ轍を踏まないことのために、それを総括するところ話がございましたが、そういうこと等も含め

てこれはお取り組みいただきませんと、やつぱりそれなりの責任ある権威ある方々が、今回の事故を通じて二度と同じ轍を踏まないことのために、それを総括するところ話がございましたが、そういうこと等も含め

てこれはお取り組みいただきませんと、やつぱりそれなりの責任ある権威ある方々が、今回の事故を通じて二度と同じ轍を踏まないことのために、それを総括するところ話がございましたが、そういうこと等も含め

てこれはお取り組みいただきませんと、やつぱりそれなりの責任ある権威ある方々が、今回の事故を通じて二度と同じ轍を踏まないことのために、それを総括するところ話がございましたが、そういうこと等も含め

て、何といいましても、再処理施設ですね。動燃の東海の第一工場というのは非常に故障があって現在稼働していないという、こういうことで、また、世界各国の再処理工場を見ましても、一つの大きな転換期といいますか、四十年代、一九六〇年代ですか、つくったものが一つのステップを踏んで次の段階に至るというふうな感じの、過去のそういう技術的ないろんな問題を踏まえて新しいものをつくる段階にあるみたいですね。これは民営を中心として物を考えますときには、過去のそういう技術的な問題を踏まえて新しいものをつくる段階にあるみたいですね。そういう中ではわが国の唯一の再処理施設、これもやはり故障しておるという。こういうことで、確かに過日の委員会の御答弁の中にも、十五年、二十年、二十五年、そういう技術の積み重ねがあるんだとは言いながら、現在やつぱりこの事故にさいなまれておる。こういう中で、確かに十年、十二年先のことになりますが、私どもとしましては、再処理の技術というものが成熟しておるものなのかどうか、こういうことについて非常に疑義を抱くということを申し上げたわけ

であります。

それで、今回の東海の工場の事故の原因、それに対する対策、そしてまたいろいろ手当てをなさつておるというのですが、今後の見通し、まさしくこれは当事者といいますか、副理事長の立場でひとつ、どのようになさつておるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(金岩芳郎君) お答えいたします。

いま先生から御心配がありました東海の再処理



いいですか、各国それ競つた時代があります。けれども、技術的なことで行き詰ります。確かにフランスのラ・アーグのように運転しているのもありますが、日本は大体フランスの技術を導入したと言われ、その上に立つて自主技術の開発に努めておるということですけれども、これは十年先ということになるいろいろなことがあります。かもしませんが、現時点で考えて、この再処理の施設に対する技術的な面について、これは本当に局部的にはまだ問題があるかもしれませんけれども、およそ未成熟といふことではなくて、十分に工業化していくことができるんだというふうに考えになつていらっしゃるかどうか。それから再処理技術の確立ということ、これは自主技術は動燃さんが中心となつて今日まで進められてきておるわけですから、この技術開発、現在起きている諸問題といふのは大きな致命的なことはなくして、今後の蓄積によって十分克服できることがあって、再処理施設といふものについては、十分に今後の計画につきましても、現在東海の第一工場のおよそ七倍ほどの規模のものだといふことも言われておるわけですけれども、こういうもののを確立する上において十分にたえられるものであるというふうにお考えなのか、その辺ちょっと御説明をいただきたいと思います。

一の事情その他を関連しまして、またぶつかった問題を見ましても、十分これを一緒にやれば克服していくける問題だというふうに考えております。それから、まだホット試験途中でございますけれども、それあたりに経験してきた問題につきましても、いろんなことで今後改良しなきゃいけない細かい問題がござりますけれども、技術的にむずかしいとか、あるいは方法として克服するに非常に困難だというふうな大きな問題には余りぶつかっていらないというふうに考えますので、さらには現在の経験を積み上げて、それでそれぞれ具体的な個所を改良をしていくということをやっていけば十分期待に沿うものが積み上げられるというふうに思います。さっき先生おっしゃったように時間もございますので。

それからまた、これをやるのについてもう一つ今度は、実用設備でございますので、そういった面の稼働率も実用になるというふうなことも必要でございますので、そういう点はこの経験によりまして、あるところはさらにデュープリケートするとか予備を持つということも考えなきゃいけない。そういうこともこの経験によつてできると思ひます。また、もちろん期間もありますが、海外においてもまた進歩もありましょうから、その間における海外の状況も把握して、場合によればそういういた技術を利用して、ということもプラスになれるかと思いますが、それだけに頼らずに、国内のわれわれなりがやってきているもので骨幹の方は十分にやっていけるというふうに思つておると言つていかと思つております。

○藤原房雄君 時間がありませんから最後に一つ。これで終わらなきやなりませんが、過日もいろいろな問題について御質問申し上げたんですけども、これから自主開発に努めるし、技術的な蓄積もあるし、これからも技術開発を進めるし、諸外国でも進歩発展するだろう、そういうことで、大きな問題についてはもう大体見通しはついてい

るわけですから、個々の諸問題についてはそれほど心配することはないという御答弁のようですが、それでも、「これは民営でやるということありますから、試験段階の状態ではそういういろんな改良をするということで、技術の蓄積という言葉でそれはいいのかもしれませんけれども、これは実際民営で運行するということになりますと、トラブルがあつて稼働率が下がるということになります」と、それは即経営上問題になるわけですから、今日のようにこういうトラブルが多発しておるということでは、再処理のコストが非常に大きくなるんじやないか。これはこの前もいろいろお話し申し上げ、「これは十年先のことですから、その間には相当進歩して、こんなことはないんだと言えども、それまでのことですけれども、そういうことで、技術開発ということとともに、現時点で少なくとも見る限りにおいては大変な費用のかかるものであつて、こういうことでリサイクルということは確かに必要なことであるかもしれないけれども、その間のことについてはどうお考えですか。

○参考人(金岩芳郎君)　ただいま先生御指摘になりましたのは、トラブルからいろいろ稼働率も低下するだらうということの御指摘かと思ひますが、確かにいま東海でわれわれやつておりました段階というのは、まだホット試験という本当の実証試験の時代でござりますので、何かマイナーなトラブルが起こりましても、それがどういうことであつて、できればそういうものをどうやつたらなしに済むかといふこともありますて、最初にかなり時間とそれからマンパワーをかけておりました。したがいまして、そういうものを積み上げて今後再発しないような方法を行つていけば、そういうことによつて長い時間とめるというような時間のロスということはあるいは少なくなるというふうに思います。

それから、先ほどちょっと触れましたように、

やつてみた上で、ある設備はどうしても消耗するとか、あるいは手入れをしなきゃいけないというものはデュープリケートするとか、バックアップという、そういう装置も考えるということを見出すことによって稼働率を上げるということは可能であるというふうに思いますので、そういうことをやっていけば、経済的にも十分成り立ち得るものになり得るというふうに考えておる次第でござります。

○佐藤昭夫君 実は、きょうの本会議でも社会党の森下委員が御質問をされた際に、通産大臣は、現在BWRは今回のスリーマイル事故とは関係がない、大丈夫だという言い方をきょうもしておられましたけれども、長官もそういう考えですか。

○国務大臣(金子岩三君) 安全委員会の考え方としてはそのような考え方をいたしておりますようございますので、私の方でもそれを一応尊重していきたいと存ります。

○佐藤昭夫君 JPDTRというのがござりますね。原子力研究所の試験研究用の発電炉ですが、これは現在稼働中の七基のBWRと同じものでありますけれども、このJPDTRが一九七六年の一月十六日に起こした事故について、どういう事故であったのか、安全局からいただいておる資料によりますと、タービンバイパス弁が誤作動して全開したため過渡状態になり停止したということになつておりますが、その内容を少し説明してください。簡単でいいです。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のようJPDTRは五十一年の一月十六日に出力上昇試験を実施しておりますときには、タービンバイパス弁の制御系の故障で原子炉がスクラムしております。このバイパス弁の故障につきましては、この弁を制御しております油圧装置のフィルターの目詰まりによりまして弁が誤作動して全開したために原子炉が一つの過渡状態になつたわけございます。これは原子炉を運転して発電段階に持つてこうとしておったわけでございますが、その過程におきまして原子炉のバイパス弁を閉じまして蒸

気をタービンの方に送り込む作業をしておったわけでございます。したがいまして、当然バイパス弁をとめまして蒸気をタービンの方に移していくという段階でとめようとしたバイパス弁がファイルターの目詰まりということでうまく閉まらなかつたということでございます。そういうようなことで、原子炉の方の水位に影響が出まして、結果的には原子炉をスクラムいたしまして停止状態に持つていったということでございます。

○佐藤昭夫君 問題のECCSの動きについてはどういうことですか。

○政府委員(牧村信之君) 少し故障のシーケンスを追って御説明させていただきたいと思いますが、バイパス弁の一つが閉じなかつたということです。そこで、発電をしようとしておりましたときに、出力は低出力の運転をねらっておったために、弁があいておりましたために閉止がうまくいかなかつたために蒸気の流量が過大になつたわけでございます。そのため原子炉の炉内の圧力が低下したわけでございます。通常六十二キロくらいに保つておりました圧力が五十八・五キロぐらいまで低下したわけでございます。そこで原子炉圧力の回復を図るためにここで発電機を解列しております。解列と申しますのは発電機の方に送られてくる蒸気の負荷を下げるために発電機を止めただいふところのようでございます。それから、そのために原子炉の圧力は一時回復いたしましたが、閉じ切つていなかつた方のタービンバイパス弁が本来とめるつもりでございましたが、それがとめ切れなかつた。それが徐々に開き始めたようでございます。これは手動の閉作業をやつたんだでございますが、最終的には全開してしまつた。その結果、炉内の蒸気流量が非常に大きくなりまして、流出量が大となりまして、原子炉の圧力は次第に低下したわけでございます。このとき原子炉の水位は、運転監視用の水位計表示では高水位の警報値のレベルを超えておったと報告されております。このために運転員は給水量を手動で減少させております。

○佐藤昭夫君 ちょっと、余り時間がありませんから要点だけを。

○政府委員(牧村信之君) 一方、ECCS関係に取りつけております保護系の水位計、これは水位計の性格は違うものでございますが、こちらの方は原子炉水位「低」によりまして原子炉はスクラムをしております。さらに水位が低下するのを防

止するために、作業員は主蒸気の隔離弁を手動で閉鎖しております。その後でございますが、原子炉の水位異常低信号によりまして、格納容器の隔離、炉心スプレー系の動作、強制循環ポンプのトリップが、自動的に安全装置が働いておりま

す。この炉心スプレー系、ECCSが動作したわけでございますが、その動作したとほとんど同時に原子炉の水位は主蒸気隔離弁の手動閉鎖と

か強制循環ポンプのトリップによりまして水位は直ちに上がって、回復いたしまして、原子炉水位

は異常信号は消えております。したがつて、先生御指摘のように、冷却スプレーポンプが動きましま

たが、現実的には炉心の中には冷却水を押し込むという事態はなかつたということがでございます。

○佐藤昭夫君 いま私の手元にこういう原子力研究所の労働組合発行のニュース「あゆみ通信」ナ

ンバー一〇三、一九七六年八月十四日号というの

がありますが、この中に記載をされていますが、いま問題のJPDRの故障事故についての調査報

告というのが載っています。これを見ますと、要するにこの事故は、原子炉が定格出力になりございましたが、それがとめ切れなかつた。それが

タービンバイパス弁が本来とめるつもりでございましたが、それがとめ切れなかつた。それが

徐々に開き始めたようでございます。これは手動の閉作業をやつたんだでございますが、最終的には

全開してしまつた。その結果、炉内の蒸気流量が

非常に大きくなりまして、流出量が大となりま

して、原子炉の圧力は次第に低下したわけでござります。このとき原子炉の水位は、運転監視用の

誤表示をし、運転員は炉の水位の低下がわからな

いまま手動でコントロールをしたというふうにこ

とに記載をしておるわけでございます。幸いにも

○佐藤昭夫君 ちょっと、余り時間がありませんから要点だけを。

○政府委員(牧村信之君) はい。実際の原子力発

電所のBWRにつきましては、現在使っておりま

す水位計がJPDRの通常監視のところの定常状

態で見ます水位計と異なる設計になつております。しかも急激な圧力低下を伴う事象を仮定いたしましても、減圧による沸騰の増加というのが水

位計におきましてきわめてわずかな構造になつてありますし、したがいまして水位計のフランジ

が起るということがないよう的な構造になつております。したがつて従来のBWR型の軽水炉に

おきましてはJPDRで起つたようなことは起り得ないような構造になつておることは安全委員会等の御議論でも確認されておるところでござ

います。

○佐藤昭夫君 どうも長い長い答弁をなさいますからこの短い時間が気になつてしまつたと、また今後起こり得る可能性があるのだ

うのですけれども、こうした点で、言われてお

る、冒頭に申しました沸騰水型というのはこれは大丈夫だということについて、自信を持つて言えますか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま先生の御指摘のJPDRにつきましては、この原子炉は当初自

然循環式の沸騰水型の原子炉で建設いたしましたが、現実的には炉心の中には冷却水を押し込むだけございます。しかもこの原子炉は試験研究用

の原子炉でございますので、先ほども申し上げましたが、水位計は二種類の水位計を使っておつた

て、これをある程度強制循環して出力を上げたわけでございます。しかもこの原子炉は試験研究用

の原子炉でございますので、先ほども申し上げましたが、水位計は二種類の水位計を使つておつた

て、これをある程度強制循環して出力を上げたわけでございます。ただ残念ながら先生御指摘の

御指摘のように、冷却スプレーポンプが動きましま

たが、現実的には炉心の中には冷却水を押し込む

いう事態はなかつたということがでございます。

○佐藤昭夫君 いま私の手元にこういう原子力研

究所の労働組合発行のニュース「あゆみ通信」ナ

ンバー一〇三、一九七六年八月十四日号というの

がありますが、この中に記載をされていますが、いま問題のJPDRの故障事故についての調査報

告というのが載っています。これを見ますと、要

するにこの事故は、原子炉が定格出力になりございましたが、これがとめ切れなかつた。それが

タービンバイパス弁が開き放しになりましたが、その後、タービンをトリップいたしま

たりいたしまして主蒸気隔離弁をとめるというよ

うな操作と、スクラムが入りましたときに、炉心

の水位によりまして、循環水ポンプあるいはECCSでございますコアスプレーポンプ等の作動が

自動的に行はれたということでおつたわけでした。一

方、JPDRにつきましては……

○佐藤昭夫君 私の聞いておる点にポイントを合

せてください。

○政府委員(牧村信之君) はい。実際の原子力発

電所のBWRにつきましては、現在使っておりま

す水位計がJPDRの通常監視のところの定常状

態で見ます水位計と異なる設計になつております。

それにつきましては……

○佐藤昭夫君 その報告をされているかといふこ

とを聞いておるわけでございます。幸いにも

ますかと聞いているのです。

○政府委員(牧村信之君) 発表しております。

○佐藤昭夫君 通産省、どうですか。

○政府委員(兒玉勝臣君) 当時の問題ちょっと私がつまびらかじやございませんが、科学技術庁に報告し科学技術庁の広報で公示されていると思います。

○佐藤昭夫君

そこまで言われながら、当原子力委員会をなさつておった吹田先生が私の記憶になつたというふうに言われるそのことについて私は合意できないのです。私がいろいろ調べておる限りでは、どうもこれは公表をされないままふたをされたという感じが強いのです。そして、先ほど安全局長いろいろ言われましたけれども、どうも納得できません。こちらの、原研で起つりましたこの事故の評価分析、全体としてのBWR、この関係についてはかくかくの根拠によつて大丈夫だといふ、そういうことを判定をした、審査を行つた、そういう根拠を明確にした審査書は資料として出してもらえますか。

○政府委員(牧村信之君) 審査書はございませんが、評価して、その措置をとつたわけでございまます。

なお、当時の原子力委員会には報告しておりませんが、これは定検中の故障ということでございまして、現在の安全委員会のように設置許可以降の段階の事故、トラブルを必ずしも軽微なものにつきましては上げていなかつた時代のものでございますので、恐らくその当原子力委員会には報告されなかつたものでないかと思っております。

○佐藤昭夫君 果たして軽微なものなんでしょうが、原子炉の安全の言ふならば命の綱だといふふうに、安全性確保の命の綱だといふふうに絶えず宣伝をされておるECCSが正しく機能しなかつたという事故例としてこの問題を出しておる。これが一体何が軽微な問題ですか。この問題について、今回のスリーマイル事故の場合、実際のことをつくったのはバブコック・ウィルコックス社でそれとも、この事故が起つた際に直ちに――

直ちにといつたつてしまら日がたつからですけれども、ウエスチングハウス社は、わが社のあれについても危険の疑いがあるということを警告を出している。こういうやり方に比べて、軽微なものだといふことで安全委員会にも報告をしないという、こういうやり方で事が済ませてきたという経過であります。私としてはどうしても納得できない。一遍きつと資料を出してもらつて、本当に言われておるようBWRについて大丈夫といふふうに言い切れるか、現に原子力研究所で肝心のECCSが正しく機能しなかつたといふ。こういうことがきつと報告として上がつておる。科技庁発行のこの原子力ハンドブックにも事故一覧の中には記載されておる一つに挙がつている。こういう問題であるわけですし、決して軽々に扱えない問題だろうといふふうに思うんですが、どうですか。

○政府委員(牧村信之君) 私ただいま軽微と申し上げましたが、ちょっと言い過ぎであつたのですが、評価いたしますが、そういう意味合いにおきまして規制法に基づきまして報告が参つたわけでござります。で、それを私ども公表しておるところでございますが、このECCSが働かなかつたといふことではございませんで、ECCSの起動信号は入りましたが、その時間的な、非常に水位の回復が早かつたためにECCSが実際に水を炉心に注入する必要がなくて、ECCSはその後の状態に必要がなかつたためにとめられておるようと報告を受けております。

○佐藤昭夫君 この報告書ではこういふうに書いているんです。バイパス弁から冷却水がどんどん抜けて原子炉の圧力が急激に下がり、水位が下がつた。百五十センチメートル以上、さらにどこまで下がつたかはわからないが、このときECCSのポンプが起動した、しかしECCSの水は入れなかつたというふうに原研労働組合のこの問題の検討委員会のチーム、研究者を注入した検討チームをつくるべやつたその報告としてまとめられておる。百五十センチ以上も炉の水面が下が

つたら、これは恐らく炉心は露出をすると思つたんです。で、このときにこのECCSが、いやまた

いう事態になつてきました。BWRは大丈夫ですといふふうに繰り返し今日まで言つてきているんだけ

ものだといふことで安全委員会にも報告をしない

一遍よく点検をしてみないと果たして大丈夫かといふ事態になつてきました。BWRは大丈夫ですといふふうに繰り返し今日まで言つてきているんだけ

ものだといふことで安全委員会にも報告をしない

つておる。百五十センチ以上も炉の水面が下が

うふうに思います。

さて統計をして、前回質問をしたこととの関係でもう少し尋ねをしておきたいと思いますけれども、前回通産省の方から例の大飯原発の問題について関西電力が行いました解析、これについての若干の検討を加えた報告を安全委員会に提出をした、それを発表したということになりますけれども、前回も申し上げておったんですが、こういう資料として配付をされておりますが、こういうペラ二枚ほどの簡単な解析の項目とその結果ということだけじゃなくて、どういう手法、計算によつてそういう結論が得出されたのか、その詳細をぜひ公表をしてもらいたい。私が見たいと言つたときには見せてもらえるかというその問題、再検討しておいてもらいたいということを言つておいたのですが、どうですか、態度は、通産省。

○佐藤昭夫君 国会議員が国会議員の資格で本当に原子力発電所の今後の安全を確保するという問題について、国民からの任務を負つておる国會議員として見たいという、これも見せないといふんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 私たちとして別に国会にその御検討をお願いするためにお出ししたものでござりますので、特に公表するというつもりはございません。

○佐藤昭夫君 国会議員が国会議員の資格で本当に原子力発電所の今後の安全を確保するという問題について、国民からの任務を負つておる国會議員として見たいという、これも見せないといふんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 私たちとして別に国会にその御検討をお願いするためにお出ししたものでござりますので、特に公表するというつもりはございません。

やつてオーケーをして安全委員会の報告を出したということですけれども、この検討に加わられた

技術顧問、通産省の技術顧問は何名中何人か、その名前は公表できますか。

○政府委員(児玉勝臣君) それは公表できます。

○佐藤昭夫君 通産省の解析結果といつての二ページ目に出でますけれども、「(ケース2)」の場合においては、以下二行目に出てきます関係ですけれども、その前に安全局長に聞きますけれども、問題のECCS、日本語で緊急炉心冷却装置というふうに言われていますけれども、このECCSといふのは、原子炉に異常が発生した場合、本来何秒後ぐらいに動かぬといかぬのですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ECCSには各種ございまして、高圧、中圧、低圧あるいは大飯の場合のよう、上部炉心冷却のもの等ございますが、それぞの性能によりまして、時間は一定ではございません。

○佐藤昭夫君 それぞれどれくらいですか。

○政府委員(牧村信之君) たとえば大飯の上部炉心注入系は約十秒ぐらいで入るような設計になつております。それから高圧のものにつきましては十秒から分のオーダーが通常のようでございます。それから低圧計につきましては、起動しましてから二、三分の間に入るというふうに、それぞれのECCSの性能によって若干の違いがござります。

○佐藤昭夫君 そうしますと、上部注入系は異常が発生して十秒ぐらいでECCSが作動するというものが目安だというんですね。

○政府委員(牧村信之君) 条件にももちろんよろづですが、大破断の場合で私は申し上げております。

すけれども、私の疑問は、この通産省発表メモに

よりまして、事故後三分钟後に上部炉心注入系ECCSが動いたと、本当に異常が発生したら緊急に発くという言葉どおりのこのECCSの機能がござつて、それがいつ動いたかということがつながつていいかねない危険な論法になるんですよ。これはもうあなたと押し問答しておつても始まぬで

は公開しませんというその論法からいけば、公開ヒヤリングなんかもやらぬということになつてしまふことがありますけれども、これでは私としてはどうしても不安と疑問はぬぐい切れないんで

す。

昨年の原子力基本法等の改正案の審議をやりました際にも、今後の安全審査について国民の信頼のもとに進めていくために、発電炉の場合は通産省、それから安全委員会とともに公開ヒヤリングなんかもやっていくことなんかも、この法

案を通してもらおうということで、当時政府は練り返し声明をしておつたということでありますけれども、この精神からいけば、いよいよ大飯の運転再開をやるかどうか、個々の、もちろん安全審査会として、安全委員会としていろんな検討をなさるのはそれは結構です。しかし、いま本当に日本のPWR大丈夫だろうかということと、國民が不安を持っておるこういう時期に、解析結果はこういう

ことありますと、この判断はこういうことにありますと、この判断はこういうことになりますと、このことをなぜ國民の前に公表ができないんですか。当然今まで言つてきた言明から

いつて、やつてしかるべき問題じゃないか。やら

うのですか、どうしても、通産省。

○政府委員(児玉勝臣君) 私の申し上げているの

は、これは行政上の判断をする一つの過程中の話

でござりますので、その行政庁として責任ある判

断ができるまではその内容について特に公表する

気持ちはありませんが、しかしその判断をいたしました上におきましてはそれを公表し、皆さん方

なるかと思います。

○佐藤昭夫君 どうも説明がすつきりしないんで

審議をやつてきた際にも、原則的にいうのがついておつたですけれども、今後、原子力諸施設をつくる場合には公開ヒヤリングをやりますというのも、結局行政庁として責任ある判断をするまで

は公開しませんというその論法からいえば、公開ヒヤリングなんかもやらぬということになつたままでありますけれども、これを安全委員会へ後分厚い資料について、安全委員会でいろんな検討をやってもらつて、結論が出たら公表をいたしましたということですけれども、これでは私としてはどうしても不安と疑問はぬぐい切れないんで

はもうあなたと押し問答しておつても始まぬでしょ。私はどうしても公表してもらわ必要があるということですけれども、これでは私としてはどうしても不安と疑問はぬぐい切れないんで

す。

○委員長(塙出啓典君) ただいま佐藤君の申し出のありました件については、理事会において協議をいたします。

○佐藤昭夫君 最後です。

この大飯原発が安全であるという理由の一つに、米国のPWRと違つて、大飯についてはUH-Iが取りつけられているということが挙げられて

いるわけだけれども、この問題をめぐつて、昨日私の方からも、これも原研の研究レポートとしてこのUH-Iがより一層危険度が大きいという、そういうレポートが出されておるという問題を提起をいたしました。これに対していろんな議論のやりとりがあつたわけですから、必要な資料が私の手元へ届きましたが、一部がきのうの晩届き、そしてきょうのお昼ごろに——まだ全部私の希望しておる資料が私の手元にも届いておりません。こうした点で、UH-Iの安全性をめぐるこの評価の問題としては依然として私は疑問を残しております。新聞報道で五月の一日と四日、安全委員会として通産からのこの報告をいろいろ検討なさるということで、場合によると大飯の運転再開について結論を出す模様というふうに報じておる新聞もあります。

私は吹田委員長にぜひ要望しておきたいわけでありますけれども、一つは、この問題について次の委員会において私が質問をするそういう機会のないままオーケーというこの安全委員会としての

結論が出されるということにはならぬようにしていただきたいということと、それからもう一つは、安全委員会として結論をお出しになる前に専門学者、研究者の意見も徴するという公開ヒヤリング的なものをぜひやってもらう必要がある、そのことを御検討をいただきたいというふうに思いましたけれども、そのことを吹田委員長に最後に御質問して、終わります。

○説明員(吹田徳雄君) この件に関しましては、いま先生のおっしゃいましたように現在のところ一日と四日、これを予定しておりますので、この発電炉部会で十分検討することになります。

○佐藤昭夫君 私が言つておりますのは、最終結果論を出される前に広く専門家、研究者の意見を徴する公開ヒヤリング的なものを実施していただきたいということをお願いしております。

○説明員(吹田徳雄君) いまのところそういうのは考えてございませんですが、できるだけ広い範囲の専門家の意見を聞きたいと思っております。

○中村利次君 この前の委員会で原子力を含むエネルギー問題についてどうも中途半端で終わりましたから、私はちょっとその点についてます質問

をしたいと思います。

私は常任委員会でも取り上げているんですが、エネルギー問題については大変に深刻な見通ししか持てないと思っています。石油の量につきましては、短期、中期にはそれほど私は心配がないのではないかとは思いますけれども、しかし、価格についてはもうかなりこれは深刻なことになりますけれども、これは実際問題として私はアメリカも日本も具体的に5%節約を決めてスタートをしておりますけれども、これは実際問題として私はアメリカも成功するとは言いつかない。日本もきわめてむずかしいだろう。ということは、政府が発表された五十四年度の石油の輸入計画からしても、これはやっぱり容易ではなかろう。私は政府が発表した二億九千二百万キロリッターの輸入計画を批判しようと思いません。これはインフレ対策と

景気回復、雇用不安を両にらみをしながら、このきわめて困難な課題の双方を成功しなければ日本は大変なことになるわけでありますから、そういう意味ではじ取りを誤まらないで成功をしてもうわけないと、私どもこれは猛烈な批判側に回らなければならぬわけがありますけれども、そういう意味からしますと、アメリカのエネルギー政策、日本の五十四年度の輸入計画、とにかくやっぱり石油の需要はふえることは間違いない。そうすると、このOPECの値上げ意欲、値上げ意圖を鎮静させるんではなくて、むしろ値上げ等をたやすくする原因をやっぱり日本を中心として世界がつくつておるということになりますと、これはえらいどうもインフレとそれから景気対策上ゆるしいマイナス要因が出てくるんではないか、こういうぐあいに思つておるんです。

そこで、これはこの見通しに対する質問をきょう御出席の通産省あるいは科技庁大臣以下にお伺いをするのは適切ではないと思ひますから、通産省にお伺いをしますけれども、石油がそういう状態ですね、石油それから原子力、これはこの前ちょっとお伺いをしてしり切れトンボになつたんですけど、それからその他のエネルギー源、こういうものについての総合的な見通しはいかがですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいましたように、世界的に石油の需給が緊迫するということは、当然価格が上昇する方向にあるとすることは言えるかと思います。実際上OPECでは価格の値上げをもうすでに見ておりましたように、世界的に石油の需給が緊迫するということは言えるかと思います。実際上OPECでは価格の値上げをもうすでに見ておりましたように、世界的に石油の需給が緊迫するということは言えるかと思います。実際上OPECでは価格の値上げをもうすでに見ておりましたように、世界的に石油の需給が緊迫するということは言えるかと思います。実際上OPECでは価格の値上げをもうすでに見ておりましたように、世界的に石油の需給が緊迫するということは言えるかと思います。

そこで、そういうこととIEAで行いましたあの石油の5%の節約とそれから石油専焼火力の禁止と、そういうふうなことがIEAの理事会において決められたわけでございまして、日本におきましても石油の量をなるべく減らすという方向で考へねばならないわけでございます。そういうことで申しますと、石油の比率を五十三年度に五一・七%のものを六十年には三六・二%というふうに、まあ約七割ぐらいにするということになりますと、その分が石炭、それからLNG、それから原子力というところにそのエネルギーの增加分をなげればならないわけがありますけれども、そうなりますけれども、これもまた非常に国内外に問題がありますけれども、これもまた非常にそのサブ問題、港湾問題、用地問題、それから灰捨て、貯炭ということを含めまして用地の問題になりますが多いわけであります。国内におきましては、公害問題、港湾問題、用地問題、それから灰捨て、貯炭ということを含めまして用地の問題になりますけれども、そういう問題としては非常にそのサブ問題、もうおっしゃるとおり、そうなりますと、これは中期、長期的に言いますと石炭の利用といふことはこれは世界が考えなきやならないことです。あるいは石油タンカーとはまた比較にならないほどの船腹、まあ日本は造船が構造不況だから助かるじゃないかってそういうのんきなことを言つておられないよう非常に深刻な問題があるというその問題、港湾の問題、それから先様、相手国の問題、もうおっしゃるとおり、そうなりますと、これは中期、長期的に言いますと石炭の利用といふことはこれは世界が考えなきやならないことです。あるいは日本だけではなくて、世界が石炭を人類のためにどう利用するかやらなきゃなりませんけれども、もう自先、短期、中期に考えますと、石炭に依存するという、石油から石炭に、それから原子力の足らずまえを石炭にということは私はむしろ不可能に近い、またやつてはいけないことではないか。ですからエネルギー源としていたれを選択するかということになると、これはやっぱり原子力も石炭の環境に与える影響をできるだけなくしていく、そして石炭も。これはそのほかの地熱だとかその他なんというものは、こんなのはもうまるでエネルギー源としては、大事にして開発をしていかなきやならないけれども短期、中期には問題にならない。昭和六十年に八十万キロワット、これは電力換算して八十万キロワットや百万キロワットの地熱をやってみたつて――いま水力だって揚水技術の開発でもつてもう百万キロワット・オーダーですからね、水力で。原子力だって火力だってみんなこれ百万キロのオーダーになつてゐるわけでありますから、昭和六十年、これから何年もたつて、そしてトータル開発が八十万キロワットである、百万キロワットであるといふ

はやつぱり言うべくして、資金の上から言つたって確かにこれは濃縮ウランを持つてくるようないふことはこれは世界が考えなきやならないほどの船腹、まあ日本は造船が構造不況だから助かるじゃないかってそういうのんきなことを言つておられないよう非常に深刻な問題があるというその問題、港湾の問題、それから先様、相手国の問題、もうおっしゃるとおり、そうなりますと、これは中期、長期的に言いますと石炭の利用といふことはこれは世界が考えなきやならないことです。あるいは日本だけではなくて、世界が石炭を人類のためにどう利用するかやらなきゃなりませんけれども、もう自先、短期、中期に考えますと、石炭に依存するという、石油から石炭に、それから原子力の足らずまえを石炭にということは私はむしろ不可能に近い、またやつてはいけないことではないか。ですからエネルギー源としていたれを選択するかということになると、これはやっぱり原子力も石炭の環境に与える影響をできるだけなくしていく、そして石炭も。これはそのほかの地熱だとかその他なんというものは、こんなのはもうまるでエネルギー源としては、大事にして開発をしていかなきやならないけれども短期、中期には問題にならない。昭和六十年に八十万キロワット、これは電力換算して八十万キロワットや百万キロワットの地熱をやってみたつて――いま水力だって揚水技術の開発でもつてもう百万キロワット・オーダーですからね、水力で。原子力だって火力だってみんなこれ百万キロのオーダーになつてゐるわけでありますから、昭和六十年、これから何年もたつて、そしてトータル開発が八十万キロワットである、百万キロワットであるといふ

そういう問題で石炭、LNGともに非常な問題を抱えておるということは言えるかと思います。

○中村利次君 全くいま児玉審議官のお答えをいひました。私はそこまでの質問をしなかつたつもりですが、実は私は続いてずっとそういういまお答えをいたいたたよくな質問をしなきやならないと思っていましたが、私も全くそういう、これ

げるよう、「これは原子力発電はやめるべきである。しかし選択の対象になっている以上は、私はやっぱり原子力の開発を着実にやっていくて、再処理問題も核燃料サイクルの確立の上には不可欠のものでありますから、これもやっぱり当然裏づけをしていかなければならぬと思うんですね。ですからそういう立場から、このスリーマイルアイランドだってずいぶん議論をされてきましたけれども、私は大飯発電所の停止点検については異論がありますということはこの前に申し上げました。安全委員長からも大飯をとめたのは正しかったという答弁は私は伺わなかった。それをそれ以上私は追及をしようとは思いませんが、たまたま大飯発電所のこの解析結果と/orのをいただきました。これ見てみたんです。そうしたら、四月の十三日の日に私の質問に対して児玉審議官が正確にお答えになっているようなことがやっぱり出てきているんですよ。ここにね。それで、私は日本の場合には、主給水ポンプが故障をして補助給水ポンプが全く作動しない、起動しないということはあり得ないと、そういう状態のもとでなければ原子炉は運転できないはずだと、そのとおりだという答弁でございましたが、しかしこの解析は、その補助ポンプもみんなだめであるという想定のものにケース1の場合はおやりになつておるんですね。そしてアメリカではそういうことが起きた、日本では起きないことが。そして補助ポンプも起動しないで全面ストップをしたわけでありますから、アメリカの場合にはタービンがとまつて炉がとまつた。私は、日本の場合には、そういうことになりますと、炉がとまる、そしてタービンがとまる設計ではございませんかと言つたら、ちゃんと正確にこういう答弁をなさつてある。「まず原子炉がとまりそれからタービンがとまるようになりますと、炉がとまる、そしてタービンがとまる」というふうな出でています。そしてそのまま見通して、「原子炉トリップが直ちに働く結果、プラントは安全に停止する」、こういう解析結果が出ているんですよ。そしてそういうことになると、原子

炉がとまる結果、「加圧器の圧力上昇は軽微である。しかし選択の対象になっている以上は、私はやっぱり原子力の開発を着実にやっていくて、再処理問題も核燃料サイクルの確立の上には不可欠のものでありますから、これもやっぱり当然裏づけをしていかなければならぬと思うんですね。だからそういう立場から、このスリーマイルアイランドだってずいぶん議論をされてきましたけれども、私は大飯発電所の停止点検については異論がありますということはこの前に申し上げました。安全委員長からも大飯をとめたのは正しかったという答弁は私は伺わなかった。それをそれ以上私は追及をしようとは思いませんが、たまたま大飯発電所のこの解析結果と/orのをいただきました。これ見てみたんです。そうしたら、四月の十三日の日に私の質問に対して児玉審議官が正確にお答えになっているようなことがやっぱり出てきているんですよ。ここにね。それで、私は日本の場合には、主給水ポンプが故障をして補助給水ポンプが全く作動しない、起動しないということはあり得ないと、そういう状態のもとでなければ原子炉は運転できないはずだと、そのとおりだという答弁でございましたが、しかしこの解析

ことはない。安全の追求にやり過ぎということはない、やっぱやるほどいいだろうけれども、全くむだなことをやる必要はないのではないかというふうです。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

すよ。その人たちは、今までの実績を見てごら

んなさい、どんなことをしようど、どんなことを

言おうと反対なんだ、これは。ですから、私がい

つも言るのは、とにかく安全であるという、国民

に対する安全であるから原子力を開発をしようど

いう選択を求めるだけの自信があつたら、大いに

おやりになればいいということをしょっちゅう言

つてゐるんですよ。

ですから、そういう意味では、これはどうして

もやっぱり安全に原子力の開発を正しくやつてい

ただいて、そのためには核燃料サイクルというの

は、これはもう不可欠の問題でありますから、その

場合、私はスリーマイル島のこの事故が、日本の

原子力の安全にして正しい開発に支障があつては

ならないとは思いますが、しかしこれはや

りますので、六十五年の運転開始ということであ

れば、昨年準備に着手をしておく必要があつたわけ

でございます。そういうことで、現在、当初の予

定よりも若干再処理会社の設立並びに準備の開始

いたい、こういう解析結果が出ておる。だから私は

十三日の審議日の答弁はそのことを答弁されたと

思つてますよ。だからそんなオーバーに騒ぎ回る

ことはない。安全の追求にやり過ぎということは

のはだれかといつたら国民でしょう。そうだと思

いますよ。そうじゃありませんか。それは反対を

する人たちがアメリカだって日本だっているんで

す

いたいことがありますよ。閣僚協議会まで持つて工  
ネルギー対策とか原子力対策ということをおやり  
になるんだつたら、もつと——まあこの反対パワ  
ーに対する対応、これは慎重に、国民の大多数の  
合意を得られるような対策は本当にもう慎重にや  
らなきやいかぬけれども、しかし、政府ができる  
ようなことがたくさんあるんですよ。この関係法  
律、それから手続、まあ複雑で複雑で、もうおく  
らせる一方。それから、私は基本法の改正案當時  
にも申し上げましたけれども、基本法ができて、  
ダブルチェックで安全性について一段と国民の皆  
さんにこたえ得るような体制が少なくとも基本法  
の改正によって一步前進をした。しかし、政府の  
姿勢によつては、ダブルチェックなんかでも、開  
発を促進するどころが、これを遅滞させるという  
要因すらあるわけありますから、そういう点につ  
いてのやっぱり正しい選択を政府にもやってもら  
わなきゃ困るわけですけれども、そういう点で  
は、どうもきわめてつりっぱな答弁で、私がどうや  
かく申し上げる筋合いでないかもしだれません  
が、どうですか、まあ大体二千九百万キロ程度、  
昭和六十年。それから英國やフランスに御厄介に  
なつておる、そういうものの現状と将来見通し、  
それからリードタイムを、これは私は長くしなさ  
いなんて言いますと、私の体質なり私の主張に相  
反するわけですから、それはもう十二年で  
どうしてもできるような努力をしてもらわなきゃ  
いけませんけれども、そういうのをもつとこう精  
密に、正確に詰めて、いかがですか、遺漏、遺憾  
のないような需給体制ができそうですか。

○政府委員(山野正豊君)　ただいま先生の御質問  
は、原子力発電規模が私が先ほど申し上げました  
のが若干スローダウンする形で進んだ場合の需給  
関係はどうであるかという御質問かと存じます  
が、その際には、先ほど申し上げました論旨から  
申し上げれば、昭和六十五年の運転開始でなくと  
も、さらにおくれてもよろしいということに計算

上はなるというお話をかと存じますが、先ほど申し上げましたことに一つつけ加えさせていただきたいと思いますのは、再処理工場が昭和六十五年に予定どおり運転開始にこぎつけたとしましても、当初からフル操業を持ち込めるというわけではないわけでござります。これは私どもは現在日産にしまして五トン程度の規模を考えておりますが、当初から日産五トンのフル操業ができるというわけではございませんで、現在の東海工場におきま再処理の計画を見ましても、これが日産〇・七トンのフル操業になりますのにはやはり年間を要するということになつておるわけでござりますから、たとえ先ほど申し上げましたような計算でまいりましても、なおかつ当初は再処理等すぐにできませんで、中間貯蔵ボンドに入れて保管をしておく、貯蔵しておく量がかなりあるわけでござります。

そういう点を考えますと、たとえ原子力発電規模というものが先ほど申し上げました前提どおりに進まないという場合におきましても、昭和六十五年に運転開始になつて再処理の供給量が需要量を超えるといったふうなことにはならないと考えておるわけでございまして、私どもはもちろんこの原子力発電規模というものを先ほど申し上げました目標を大きく狂うことなく達成したいと考えておりますので、それを前提に申し上げておるわけですが、いまから、極端に大幅におくれた場合のことは別でございますが、まあ現在長計で言っておりますように、大きなおくれなく達成するという範囲内において申し上げれば、以上のような事情ではないかと、いうふうに考えております。

○中村利次君　いや、私は、むしろ逆に需要が上回ることを考えているんじやないんです。むしろ開発計画は対策促進ケース三千三百万キロを下回ることはもうこれは確実だろう、であつても、リードタイム等の関係からすればむしろかなり心配ではないかと、こういう気がします。しかし、それはやっぱりいまの局長の御答弁と相反するものではありませんから、むしろ私はリードタイムを

いかに短くするかという、そういうことにひとつ対応をしていただきたい。そうでないと、原子力の発電計画がスローガウンした場合でもかなりこれは心配、この核燃料サイクルの確立の上ではかなり心配になる条件がないとは言い切れないんですね。そこでまた、そういう心配の上からいきますと、この法案が成立をしたとして、まあこれは、もちろん政府も手をこまねき、あるいは事業者も準備体制がないなんていうばかげたことはないと思つうですが、これはやっぱり微妙な問題だと思つます。いまして、どういう程度の対応をすればいいのか。二年余りもとにかくこれは国会でもたついたわけでありますから、そういう民間事業者の対応等については憂いがないという御自信ですか。

○政府委員(山野正豈君) 本件は関係業界のうちに特に電力会社が中心になって今後建設を進めることになるわけでございますが、電力会社の団体でございます電気事業連合会におきましては、昨年の初めに科学技術庁長官あてに早期にこの法案を成立させてほしいという要望書を出しておるわけでございますが、その中でもこの再処理工場に対する並み並みならぬ熱意というものを披瀝しておられます。また具体的にも、昨年の四月に電気事業連合会の中に再処理会社の設立事務室というものをつくりまして、この法案が成立いたしましたならばすぐに再処理会社をつくって具体的な立地の選定等を含めた準備活動に入れよう待機の姿勢でおられるわけでございまして、そういう意味で、民間としては十分この法案の成立に即応し得る体制にあるというふうに考えております。

○中村利次君 私もこの電気事業のことについてはいささか承知をしておるつもりでござりますから、そういう点についてはある程度のことは伺つておりますから承知をしておりますが、やっぱり私は原子力発電所、いわゆる原子炉の設置よりも再処理工場というのは、何というんですか、より安全性を確立をしてサイト住民の皆さんの理解の上に、国民の皆さんのやつぱり合意を取りつけな

から着実にやっていく堅実にやつていく必要がありますと、これはやっぱり政府の責任というものが大変に私はこれは大事になつてくると思うんです。ですから、そういう意味で、とにかく核燃料サイクルの確立あるということを考えますと、これはやっぱり政策と称する——私はあえて称すると申し上げた三原則をもつてびしっとした核対策というものをやつている国は——平和利用以外には絶対やらぬ、まあ持ち込ませずというのは、かなりこれはやつぱり政府の姿勢、それから責任体制、こういふものについてたゞしておかなければならぬと思うんですが、くどいようですが、もう一回ひとつ御答弁願いたい。政府の姿勢と対応を含めて。

○政府委員(山野正登君) 民間の対応は先ほど申し上げたとおりでございますが、政府の対応としては、まず第一に、民間におけるこのような活動を法的に許すために、現在お願いを申し上げております規制法の改正というものに全力投球をして、これは先生御案内のように、国際的にも現在INFCIEの場等におきまして、今後わが国が進めようとしておりますこの再処理事業といつたふうなものに実態上大きな支障がないようにという配慮で政府レベルでいろいろ努力をいたしておりますところでございまし、また、先ほど申し上げました民間の準備姿勢に呼応しまして、政府としましても、今後立地の促進でござりますとか、あるいは民間会社設立に際して必要な資金のあつせんであるとか、さらにまた動燃事業団に蓄積された技術の移転といったふうなことにつきまして万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○中村利次君 もう時間が来てしまいました……

○この再処理問題については国内だけではなくつて、たとえばアメリカのカーター政権の核不拡散政策と称する——私はあえて称すると申し上げたいんだけども、核不拡散について日本ほど非核

四

政府がずいぶんうそをついているようなあれもありますけれども、しかし平和利用以外には絶対にこれは原子力は利用しないという、そういう不退転の決意を持つている民族に対し、核不拡散を理由として再処理問題でトラブルがあるというのは、これはまあ全く私には理解できない。ですから、それでも、そういうことを含めて日米間の問題、それからINFCE等の問題について質問をしたいんですが、時間が参りましたからこれは次回に譲って、きょうはこれで私の質問を終わります。

○兼豊君 先ほどから大飯原発の問題について二、三の委員の方から質問が行なわれておりますが、少し違った観点からこの大飯問題を取り上げてみたいのですが、例の四月二十四日のエネルギー庁が出された「解析結果について」というメモ、これを科技庁側から、科技庁サイドからごらんになつた場合に、たとえばスリーマイル島事故での加圧器水位計に関する事象、この事象を模擬した代表的な事故条件のケース、いわばシミュレーション、想定ですね、二つありますね、これはあなた方科技庁のサイドから見られた場合には、こういうシミュレーションのケース設定、これは果たして妥当性はどうですか。

○政府委員(牧村信之君) その前に、本件がいかなるバックグラウンドでこういうことが行われておるかをちょっと触れさせていただきますが、このスリーマイルアイランドの事故に関連いたしまして、加圧器水位計が炉内の過渡状況を十分追従し得ないということから発したわけでございまして、アメリカのNRC、規制当局並びに加圧水型をつくっておりますウエスチングハウスが、この現在のECCSは水位計と炉内の圧力の両方がある設定点になりましたときに稼働するようになります。で、アメリカのNRC、規制当局並びに加圧水型をつくっておりますウエスチングハウスが、一定条件以下になつたら作動させるということがいま言われておるわけでございます。

で、その安全委員会が十四日早朝に談話を発表いたしましたときは、アメリカからはECCSを

手動で行うような条件設定を新たに設けなさいと  
いうことでございました。その条件設定をいたし  
た場合に、人為ミス等による対応が十分できるだ  
けのECCS作動の時間的な余裕があるかどうか  
ますに当たりましては、果たして手動でやりまし  
た場合に、人為ミス等による対応が十分できるだ  
けのECCS作動の時間的な余裕があるかどうか  
いうことが、やはり安全審査の条件から申しま  
しても、その解析が十分にできていなければ安全  
委員会としては了承するわけにいかないというこ  
とであったわけでございます。で、安全基準の方  
から申しますと、原則的には日本ではECCSは  
自動でやることが原則でございます。ある条件に  
おきまして人間が手動でやる場合に時間的な余裕  
がある場合には特別に許されるというのが安全審  
査の考え方でございます。その解析が大飯の場合  
に残念ながらあの問題が起きたときになかつたわ  
けでござります。したがいまして、その解析をし  
てから日本としては判断すべきであって、それが  
安全の確保に非常に重要であるというのが安全委  
員会のお考でございます。そういうお考を踏  
まえまして通産省として早急に解析をやりたい、  
その間大飯は通産省の指示で止めさせますという  
御判断があつてそれを安全委員会が了承したわけ  
でござります。したがいまして、その後直ちに通  
産省としては現在先生御指摘のようなシミュレー  
ションが行われておるわけでございます。

○委員長　さつきから各党の委員の方がこの問題に鋭い関心をお持ちになつていらっしゃるのは、つまりスリーマイル島以後に行われる最初の安全審査というケースに妥当するからです。だからしたがつて、今度のケースを通産や科技厅、原子力安全委員会がどのように処理をし、結論づけるかということは、したがつて世論が非常にナーバスな反応をしていますから、だから私どもあえて取り上げておくんです。通産もお見えですね。――それで、これは私の率直な感じなんですけれども、皆さんは、あなた方のお立場というのは関西電力のリポート、これを受け取る。そして今度はあなた方は、通産の原子力発電技術顧問会というアドバイザーの御意見を聞いて原子力安全委員会に報告をする。ところが、あなた方も顧問アドバイザーの集団も、信号で言えば青の信号しかお持ちでない集団ですからね、進め進めという立場なんだから、黄色も赤もないんだ、だから青しかないんだ。そういうところの意見を聞いたところで、大体それは初めてに結論ありきというふうな感じにどうしてもぼくたちは受け取りがちであるお立場がお立場だから。だから今度は、申し上げたいのは、シミュレーションやつてみました、それで両方のケースとも安全に停止をしました、だからいいじゃないかというふうなことで原子力安全委員会を振りあおいで、催促がましい――急がしたり督促をしたりじゃなくて、ここはひとつ原予力安全委員会としては独自性と見識を是が非でも発揮をして納得のいく結論をどうしても出してもらいたいと思うのです。

これは、だから通産と科技厅両方に伺つておきますが――と言いますのは、ぼくたちは第三者です。そうしますと、アメリカから伝えられてくる

報道というのは、たとえばカーター大統領にしたって、二十五日に、例のスリーマイル島を踏まえた調査委員会を非常に長いチームで考えて、半年後にそのかわり正確な結論を出せというふうな取り組みが非常に息が長いのです。しかも二十六日の各紙あるいはテレビの報道によると、B.W.社の炉ですね、これは運転停止を勧告をしたと。もちろん電力会社側には異論がありますよ。しかしはつきり行政の姿勢としては勧告がなされています。アメリカはスリーマイル島の経験を生かして、より厳しい規制の方向をえて選びとろうと日本側は一体どうするかという最初のケースがまさに大飯ケースだから、ことさらにその点は強く要望をしておきたいと思います。通産側はいかがですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生おっしゃいますように、通産省としてはやはり事業を進めるという立場もござりますので、そういうふうな見方をされるかもしれません。しかし電気事業法によりまして、「公共の安全」を守るというのが電気事業法の目的にも書かれておりますように、そういう安全問題についてはまさにわれわれの任務であるというふうに考えておりますし、また規制法によりまして、このたび改正をしていただきまして規制一貫化ということになりまして、この実用発電所のいわゆる安全に関してわれわれが国民の負託にこたえなければならないということは十分にわれわれとしても覚悟しておりますところでござります。

それで、先生おっしゃるようなそういうじめといふものがやはり大事であるということはわれわれも十分わかっておりますので、このたびの計算の問題につきましても、四月十六日曜日でございますが、午前に顧問会の先生とわれわれと相談いたしまして、どういうようなプロセスでもつてこの計算をさせるかということ、またその計算のコードとしてはどういうものがあるのか、またそれが実際に使えるものとして価値あるものなのかということを判断していただきまして、それで

インプットはわれわれの方の注文で入れたということです。それで、出てきたものはわれわれのいわゆる意思の入ったものが出でた、それが結果をこの間御報告いたしたわけでございます。

それで、その二つのケースについてどういうふうにこれを判断し評価するかというの、ただいま安全局長がおっしゃるような方向でいまやつておるわけでございます。

それからスリーマイル島の問題につきましては、その教訓に対し謙虚にかつ誠実に私たちは対応しているつもりでございます。したがいまして、PWR、BWRともに保安規定のいわゆる見直し問題、それから現在サイトに立ち入り監査をやつておりますが、そういうようなことで日本の国でスリーマイルがあつてはならないということでの十分な対策を立てておるところでございますので、そういうところの誠実な詰めというのをひとつござんいただきたいと思っております。

○秦豐君 スリーマイルじやなくて、イギリスの例のウインズケール再処理工場が七三年の九月二十六日に大きな事故を起こしましたね。これは原発開発史上有名な事故になつていて、手元に資料ございませんが、私の記憶で御説明いたしますと、ウインズケールの工場の中に高レベルの廃液を固化する試験装置がございまして、そこにござります高レベルの廃液を中間貯槽へためておきます貯槽がございまして、これは現在使つていないようですが、漏洩しました量は、量にいたしまして約十トン程度、放射能の量にいたしまして二万ないし

三万キュリーと推定されております。

イギリスの原子力公社では、現在この漏洩がどうして起きたかということを調査しておるようでございますが、いまの判断では、これがサイト外に影響を与えるということはなかろう、また従業員に対しても被曝の危険をもたらすことはないと

しておるようでございます。したがいまして、こ

の施設が固化の試験工場であつたということでお問い合わせの外務省を通じておるようでございます。

○秦豐君 長官、ちょっと突然だけれども、長官の御意見もちょっと伺いたくなつたのですが、い

ます。御答弁に触発されましてね。アメリカの例のオーケリッジの国立研究所の中には、そういう再

処理工場、原発、その他すべての段階、あるいは各國にまたがつた世界じゅうに現存する原子力関係の情報というのを一元的に集約をするセクションがある。これはかなり古い歴史を持っているか

ら御存じだと思いますが、NSIC——ニューヨークリア・セーフティ・インフォーメーション・センターというのがあつて、これはもうアメリカの

中で役に立つておるばかりじゃなくて、国際的な一種の情報センター化しつつある、ほかにないから、乏しいから。そこで、これは日本の場合は専門家からも、特にその集団の一つである学術会議

もいいという立場を堅持したい。

そこで、せめてスリーマイルだ何だというどきに、外務省も結構です、仕事だから。だが、やっぱり長官ね、こういうものをいま日本の科学技術行政の中でいま、いまにしてつくつておくと

ふうな発想はないんですか、長官からぜひ伺つておきたい。

○國務大臣(金子岩三君) いま秦先生の御質問の趣旨は、安全委員会で大体すでにやつておるということにひとつ御理解をいただきたいと思いま

す。○秦豐君 それは局長から小さな声でレクチャーアガつたと思うんだけれども、それが不十分だから言つておるんです。そこにあるもので間に合わないといふ御意見もちょっと伺いたくなつたのですが、いよいよ安易な姿勢で、それで一方であなた方はすぐ声を大きくして、原子力についての国民合意の形成が遅いと、野党とマスコミが悪いと、言いたくはない、言つちゃ問題になるから言わないだけであつて、そういう姿勢がぼくは問題だと思うんで、そういう消極的な姿勢はあなたらしい、はなはだそれはいただけません。

もっと真剣にこういうこともやはり部内において検討されるよう要望しておきます。これ以上の答弁が出ないと思うからやめます。

そこで、さつき中村委員がお触れになつていらつしやいましたけれども、御専門の立場でおつしやつていただきましたが、例の電気事業連合会の中にある再処理会社設立事務室、これは一年おくれといふんだから、すでに相当プランニングは精密になつてしまつたけれども、御専門の立場でおつしやつていただきましたが、例の電気事業連合会の中における再処理会社設立事務室、これは一年おくれといふんだから、すでに相当プランニングは精密になつてしまつたけれども、御専門の立場でおつしやつて、修正に修正を重ねて完璧なプランができる

とで通産省としても用意をしておるわけでございます。

それから、この事業は非常に多大の資金、それから技術の蓄積が必要でございます。資金面につきましては財政投融資の問題、こういうようなことをあわせてやることをやつております。

それからさらに相当数の職員を現在の動燃に出向させまして要員の訓練を行つておるわけでございます。

○政府委員(山野正登君) 電気事業連合会の中の準備組織というのは、最近、まあ從来、サイトと

持ちだらうが、ぼくたちは、そんなに急がなくて、手元に資料ございませんが、ただいまちょっと手元に資料ございませんが、私の記憶で御説明いたしますと、ウインズケールの工場の中に高レベルの廃液を固化する試験装置がございまして、そこにござります高レベルの廃液を中間貯槽へためておきます貯槽がございまして、これは現在使つていないようですが、漏洩しました量は、量にいたしまして約十トン程度、放射能の量にいたしまして二万ないし

三万キュリーと推定されております。特にこの技術につきましては、いろいろ日進月歩の技術でございますので、昨年以降新しく入手した情報等に基づいてまた精査するというふうな作業もあるでしょうし、それからサイトにつきましては、これは従来とも国面上におきます調査のみでございまして、具体的な地点を挙げてそこ

に調査に行くといったふうなことはしていないわけでございますが、これは、この再処理法案の成り立つておるようでございます。

○政府委員(山野正登君) 通産省の方からただいま原子力局長がおっしゃいましたことに若干補足

として、海外の最新技術動向についての調査もしまして、海外の最新技術動向についての調査もあわせてやることをやつております。

それからさらには相当数の職員を現在の動燃に出向させまして要員の訓練を行つておるわけでございます。

○政府委員(山野正登君) 電気事業連合会の中の準備組織というのは、最近、まあ從来、サイトと

まっている、通産でも科技庁でも当然そういうものは持つていらっしゃると思う。それぐらいのものは各委員が持つていて、この法案審議のときに、皆さんは急いでいるのだから、それぐらいのものはおありなんでしょうな。断片的な答弁を聞いていてもさっぱり頭に入らない。どうなんですか、事業計画書みたいなものはあるのでしょうか。そういうものは当然各委員が把握できるんでしょ  
うね、どうなんですか。

リードタイムというか、間に合わないのですよ。今までに買収が終わっている土地が基準にならなければ事業計画は進まないんですよ。だから、下北半島なんというのは大変かってこうな土地柄などいうことで、すでにニースが飛び交っています。そんな悠長な姿勢で企業はやりませんよ。少なくとも官庁ペースよりは早い、これは常識だとと思うんです。そういうことを含めて、いま言った資料をあとどう限り当委員会に出していただけます

○政府委員(山野正登君) 日本の場合とドイツの場合と非常に規模も似ております。双方とも年間能力千五百トン程度の規模ということを考えておけですか。

日本の場合もこれはかなり下敷きになつてゐるわけですが、メインの工場をスタートするというと、大体解析書を提出をして十三年目に本番稼働というケジュールになつていてるんですね。それは局長

○政府委員(山野正登君)　先生の御質問の趣旨は  
お伺いしておきたい。  
○政府委員(山野正登君)　先生の御質問の趣旨は  
再処理して得られたブルトニウムの今後の利用の  
形のこととを言っておられるると存じますが……  
○秦豊君　いいえ、そのまた前にやる問題です。  
利用の問題は後でまた詳しく述べて伺つて  
おきたい。  
○政府委員(山野正登君)　失礼でござりますが  
どういうことを……

○政府委員(山野正登君) 第二再処理工場をつくるための会社組織ができたわけではございませんから、事業目論見書といったふうなものはまだないと存じますけれども、しかし現在ある準備組織がいろいろ調査をしておる結果というものはあります。これまでの調査結果というものをそのまま全部公開できるかどうか、これは相手のある話でございますから、私ここで御返事申し上げ得る立場にございませんけれども、しかし第二再処理工場の概要としてどのようなものを考え方をおかれておるかといったふうなことについて、差しつかえのない範囲において電気事業連合会の準備資料といつたふうなものはできるだけ御提供するとうふうに努力したいと思います。

○秦豊君 じゃぜひそのようにお計らいいただきたいと思います。

それからさつきちょっと気になつたのだけれども、えらく日本の生き馬の目を抜くような企業家団体、資本系列が、法律が通つてからおもむろに指導するなんということはぼくは考えられない。それでは日本工業立地センターが徳之島を何であるんなに調べたのだ、適当な土地であるというリポートはだれの要請で高い仮調査費を払つてやつたのだ、そうでしょ、ちゃんとやっているのですよ。しかも徳之島とか奥尻とか、さんざん当然馬鹿な候補地がちらついては消え、浮かんでは消えなど、いまでは下北半島と、やっぱり第二再処理工場の規模からすればどうしても万博會場の七倍新しい敷地が必要である。いまから用地買収をした馬鹿のでは、さつき局長がちらつとおっしゃったが、

○政府委員(山野正登君) ただいま先生の御要要求が候補に挙がつておる地名について提出しろといふ御趣旨でござりますれば、これはかなりむずかしいこととか存じます。と申しますのは、やはり本件はきわめて地元の住民の方々に御協力をいたしかないと進ませ得ない問題でございますので、相当煮詰まつた段階にならないと具体的な地名を不用意に挙げるといったふうなことは電気事業本部会としてもなし得ないことだと思いますので、もしそいう御趣旨であれば、この地名につきましては、正直申し上げて私どもまだいまの時点では知らない状況でございますので、その辺も御質問いただきまして、いましばらく時間的な御猶予をいただきたいと思ひます。

○秦豊君 その点はわからないではありません。たとえば周辺の土地の値上がりを説明しては野党としては本意ではありませんから、それはわかります。だから、あとう限りの資料というお約束を再確認していただきたいというふうに私どもらしていただきましょう。

それからもう一つは、例のゴルレーベンにある西ドイツのDWK、あの西ドイツ民間再処理会社の規模が大体年間一千四百トンの処理であると十二の電力会社がチームを組んで中心になつた会社であるという、この辺はかなり今度の日本側のプランニングの下敷きになり得たのかという気がするんです。たとえば、そのDWKは七七年にすでに西独政府に対しても安全審査解析書を提出済みですね。あのテンポを見ると、八五年から八年まで

りますし、また運転開始時期も一九九〇年<sup>一〇</sup>と  
いうことで、これも符合しておるわけでございま  
すが、再処理工場につきましては、大体コマーシ  
ャルベースに乗り得る規模、採算ベースに乗り得る規  
模が日産五トン程度というふうに言われておるわけ  
でございますので、日産五トンいたしま  
すと三百日稼働で千五百トンになるわけでござい  
ます。そういう意味で、このドイツの計画と日本  
の計画といふのは非常に似通つておるわけでござ  
いまして、日本がドイツの計画を下敷きにして「  
ピー」をしたということではないと考えております。

○豊澤君 つまり、もつと詳しく言えば、二年間の間に、アメリカの判断でも時期尚早という総評価をしているわけです、そうでしょう。もちろん日本の場合もあと十年あるんだから、そのうちにも埋め合わせがつきますよ、おれの影を踏むようなもんじゃない、必ずその間にコンファームし、階段を上るようにやってみせますという自信があるんだろうけれども、共同声明のこの時点から二年という時点で今度はまさに当委員会が審議している法案がかかつてゐるわけであって、二年間たなざらしとは言いえども、この共同声明とこの法案審議が相伴つてきたわけであり、二年間にそんなにサイクルの技術が宇宙壁に近づいたという私は確証を持っていない。したがつて二年間それほど進歩がないにもかかわらずあなた方がなぜ急ぎたがるのかということを原論を聞いておきたかった、この場では。

卷之三

卷之三

○政府委員(山野正登君)　先生の御質問の趣旨は、お伺いしておきたい。  
再処理して得られたプルトニウムの今後の利用の形のこととを言っておられる存じますが……  
○秦豊君　いいえ、そのまた前にやる問題です。  
利用の問題は後でまた詳しく時間があれば伺つておきたい。  
○政府委員(山野正登君)　失礼でございますが、どういうことを……  
○秦豊君　つまり、もつと詳しく言えば、二年間の間に、アメリカの判断でも時期尚早という総合評価をしているわけです、そうでしょう。もちろん日本の場合もあと十年あるんだから、そのうち何に埋め合わせがつきますよ、おそれの影を踏むのうなもんぢやない、必ずその間にコンファームし、コンファームし、階段を上るようにやってみせますという自信があるんだろうけれども、共同声明のこの時点から二年という時点で今度はまさに当委員会が審議している法案がかかっているわけであって、二年間たなざらしとは言い条、まさにこの共同声明との法案審議が相伴つてきたわけであり、二年間にそんなにリサイクルの技術が牢壁に近づいたという私は確証を持っていない。したがつて二年間それほど進歩がないにもかかわらずあなた方がなぜ急ぎたがるのかということを原論を聞いておきたかった、この場では。  
○政府委員(山野正登君)　このプルトニウムの製水炉へのリサイクルと申しますのは、この共同声明を行いました時点でも現在でも実用化のタイミングについての見通しというのは変わつておりますんで、この共同声明をいたしました時点でおかかつ今後必要な研究開発、実証試験を経まして実用化に至るまではまだ相当な時間が必要であるというふうに考えておったわけですが、現在においてもその考えは同様でございまます。ただ、この法案の成立を早くお願いしたいと申し上げておりますのは、プルトニウムの今後の使用の方法としまして、軽水炉へのプルトニウムのリサイクルのみならず、高速増殖炉への利用

これは現在運転いたしております実験炉に続きまして原型炉の運転、さらに実証炉への運転といつたふうなものも含めての話でございますが、そういうふうなことを考えますと、ブルトニウムの需給バランスというものはそれほどブルトニウムが、たとえば昭和六十五年あたりを頭におきまして供給がよけいになるといったふうな状況にはないというふうに考えておるわけでござります。  
○秦豐君 局長はそういうお立場だから、どうしほってもそういう答弁だと思うんですがね。やっぱり広く調べてみると、日本じゃなく外国の民間で再処理の歴史を調べてみると、失敗の連続なんですよ。これはみごとであつたという輝かしいものが当方の資料にはほとんどない、見当たらぬい。たとえばアメリカのNFS、ニューヨーク州のウエストバレーにある、これは六年から確かに操業はした、したが、年間三百万トンやったけれども七十二年にやめた、運転中止。理由は何か、従業員の被曝問題だ。それから二百四十万リットルの高レベル廃棄物をどうしてよいわからなくなつた、行き詰まつた、だから運転を中止した。それでこれも六百三十トン処理したんだけれども、政府がちょっと無理をして六割発注、民間はわざかに四割、採算にも何も乗らなかつた、だからやめた。それからゼネラル・エレクトリック、GEのモーリス工場も失敗。それからアライド・ケミカルのバーンウエル工場も失敗。つまり成功したのはどこにもない。しかもアメリカの場合には幾つかの工場を実際にやってみて動かしたという経験があり蓄積があつた、にもかかわらず民間の再処理工場、やや公的な機関じゃなくて民間の再処理工場に移つたとたんにいま言つた三つのケーズはことごとく失敗に終わった。日本ではどうなんですか。日本ではただ一つじゅありませんか、動燃の再処理工場の体験というのは。それは再処理工場を目指していらっしゃる。燃料サイク

ル、燃料サイクルというのは概念としてははれかりますよ。しかし踏むべきステップを確実に踏んだ上で第二段目を目指していらっしゃるのかどうかということになると、私たちにはやはりがんこに疑惑を解き得ないんです。どうですか。

○政府委員(山野正登君) 米国におきます実情と申しますのは、先生が御指摘のように、あるものは経済的理由から、また、あるものは新しい野心的な技術を追つたという理由から、また、あるものは運転許可申請手続中に新しい環境基準の結果待ちのうちに新しい核不拡散法が発表されたと、いろいろな事情によりまして米国は商業ベースのものは現在運転に至つていないのでございますが、一方、ヨーロッパの方におきましては、まずわが国と非常にウラン資源状況の似通つております西独におきましては、核燃料再処理会社のカーネルスルーエの再処理施設、これはわが国の東海工場と同じような小規模のパイロットプラントでございますが、これが現在運転中でござります。それからフランスの再処理工場、これも天然ウラン用、濃縮ウラン用含めて現在操業中でございます。それから英國の場合を見ますと、濃縮ウラン用のものは現在停止をいたしておりますが、天然ウラン用のものは現在操業中でございまして、そういうふうな状況にもござりますので、確かに再処理技術というのはまだ今後改善の余地というものはあろうかと思いますが、過去二十年の歴史を持つものでございまして、技術的に改良の余地があるから実用にはならないというものではない。実用になるけれども今後引き続き信頼性等向上のための研究開発は続けていくと、いうふうに理解すべきではないかと考えております。

のようなメリットがあり得るのか、商業核算などという物差しが果たして当てはまるのか、たとえば簡単な数字を引用しただけでも、国際的に七三年から七四年には使用済みウラン一キログラム当たりの再処理コストは百ドルであった、ところが七七年には四百ドルになった、いまは幾らになっているのか。これはほんの小さな数字ですけどね。だから一体商業核算というふうなことに最も鋭い感覚をお持ちの企業家資本集團が、日本の総合集團が民間再処理工場に熱意を燃やすというその意図が、動機の根源のところが私はまだまだ理解できないんです。すっと胸に落ちないんです。しかも高レベル廃棄物——西ドイツなんかは国家が永久保存という責任体制を比較的かちつとゲルマンらしくしているんだが、日本の場合にはその辺もまだまだこれは論議しなきゃいかぬだろうし、それを言っている時間がきょうはないみたいだから言いませんけれども、この法案審議という原点に——長官もよく聞いてください。お聞きくださいね。根っここのところには、そもそも民営などという企業形態になじむのかなじまないのかというふうな問題が私はやはりあると思うんですよ。これは素朴な疑問だから問題にしなくてもいいといふんじゃなくて、一体この再処理工場、再処理事業、核燃料サイクルの枢要なこういうところを純民間が運営し、民間が責任をとり続けるというふうな体制が果たして妥当するのかどうか、方向として正しいのかどうか、ぼくはその辺のところに大変疑問を持っているんですよ。どうでしょうね。長官からもお答えいただきたいと思います。

業であるとこれが差のたしところでござりますので、規制面において十分にそのあたりはサポートしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、先ほど経済性の面からどうであろうかというふうなお話をあつたやに拝聴いたしましたが、これは原子力発電の経済性を議論します場合に、資本費と燃料費というものが絶えず議論されるわけでござりますが、先生御承知のように、原子力発電の場合には発電コストの中に占める燃料費というのが大体三〇%程度でございます。この三〇%程度の中に当然再処理費用というのもも含めて考えなければいけないわけでござりますが、再処理費用というのが、これはNRCのある試算でござりますけれども、いろいろな前提を置いた試算でござりますけれども、コストの中の四%程度であろうといったふうな試算もあるわけでございまして、このオーダーから見まして原子力発電の経済性というものを大きく損なうほどの影響を与えるものではないというふうに私ども考えておるわけでございまして、経済性の面でも特に民営にすることを妨げるものではないというふうに考えます。むしろ民営企業とすることによって民間の活力を活用するという方がより望ましいのではないかと考えております。

使おうとしているのか、その基礎的な計算等プランニングは立っているのかどうかというふうな問題もあるし、それからやはり、もちろんブルトニウムの用途もあるし、減損ウランの問題もあるし、それからリサイクリングの問題もあるし、言いつきまどつてある。

だから、きょうは時間がオーバーしますからこれでやめますけれども、次の委員会にゆだねたいと思いますが、まだまだ再処理進めと、前にただすべき点が余りにも過ぎるという印象を申し上げておいて終わりたいと思います。

○委員長(塙出啓典君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にとめます。

○委員長(塙出啓典君) 次に、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題いたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。金子科学

技術庁長官。

○国務大臣(金子岩三君) 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

原子力の開発利用を進めるに当たりましては、安全の確保を図ることが大前提であることは申すまでもありませんが、さらに万一の際ににおける損害賠償制度を確立し、被害者の保護に遺漏なきを期すことにより国民の不安感を除去することは、原子力事業の健全な発展に資することが必要であります。

このような観点から、原子力損害の賠償に関する法律が昭和三十六年に制定され、原子力事業者への責任の集中、損害賠償措置の義務づけ等の一連の制度を導入してまいりました。しかしながら、この法律では、従来一般人の受けた原子力損害を対象としており、原子力事業者の従業員の業務上受けた損害はその対象とはしていなかつたのであります。この点については、国

会を初めとして各方面より原子力事業者の従業員

の受けた損害を対象とするべきであるとの指摘が行なわれており、一般人と従業員とを特に区別せず従業員の受けた損害の賠償体系を整備することが必要と考えられます。

また、昭和四十六年の法改正時よりすでに八年を経過しようとしており、この間の情勢の変化に照らし、賠償の履行を確実ならしめるため用意されている賠償措置の額についても見直しを行う必要がありますとともに、原子力損害賠償補償契約及び国援助の制度についても、今後の原子力の開発利用を進めるに当たって引き続きその存続を図ることが不可欠であります。

これら諸点につきまして従来原子力委員会において鋭意検討してまいりましたが、このたびその結果が得られましたので、これに沿って改正案を取りまとめることに提出いたした次第であります。

次に本法律案の要旨を述べさせていただきまます。第一に、現在本法の対象から除かれている原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を本法の賠償の対象とするとともに、労働者災害補償制度による給付との間で所要の調整を行うこととしております。

第二に、現在の賠償措置額六十億円について諸般の事情を勘案し、百億円に引き上げることとしております。

第三に、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に関する規定の適用を延長し、昭和六十四年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用するものとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

○委員長(塙出啓典君) 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

はこれにて散会をいたします。

午後五時三十九分散会

四月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害」を削る。

第七条第一項中「六十億円」を「百億円」に改める。

第二十条中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改める。

第二十四条中「十万元」を「三十万元」に改める。

第二十五条中「一万元」を「十万元」に改める。

附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、附則に次の二条を加える。

(他の法律による給付との調整等)

第四条 第三条の場合において、同条の規定により損害賠償する責めに任すべき原子力事業者(以下この条において単に「原子力事業者」といふ。)の従業員が原子力損害を受け、当該従業員又はその遺族がその損害のてん補に相当する労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の規定による給付その他法令の規定による給付であつて政令で定めるもの(以下この条において「災害補償給付」という。)を受けるべきときは、当該従業員又はその遺族に係る原子力損害の賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の災害補償給付を受ける権利が消

滅するまでの間、その損害の発生時から当該

災害補償給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の履行をしないことができる。

二、前号の場合において、災害補償給付の支給があつたときは、原子力事業者は、その損害の発生時から当該災害補償給付が支給された時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その損傷の賠償の責めを免れる。

原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

## 2

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和五十四年五月十二日印刷

昭和五十四年五月十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局